

いま、安倍政権は森友、加計学園問題の疑惑事件で、首相・内閣府による行政の私物化、権力の暴走が相次いで暴かれて政権打倒の世論が澎湃と起こり、政権が目玉としてきたこの「働き方改革関連法案」は先が不透明となっており、「9条改憲」と共に葬り去る気運が高まる中で、例会が開かれました。

はじめに講師田島さんの自己紹介で所属事務所、日本労働弁護団の常任幹事等ご活躍の紹介がされました。そして、レジュメに沿ってお話を頂きました。

最初に、「働き方改革」法案をめぐる状況は、厚労省の調査ねつ造により、「裁量労働制」は一旦撤回、謝罪されたが、残る「高度プロフェッショナル」法案は4月6日に閣議決定され、国会に上程される状況にあること。労働弁護団では、いろいろ問題があると提言してきているが、一般の方々には「本当に危険な法案なのか？」分かりにくい法案になっていること。そこで、簡略に「なぜ危険なのか、反対しなければならないのか」を解説したいとされました。

”そもそも、働き方改革って何なの？ 労働者の為になされるのではないの、と私たちは思うけれど今の政府の考えは全く違う出発点に立っています”と、切りだされました。

安倍政権のアベノミクスの3本の矢とは、異次元の金融政策緩和、大規模な財政出動そして成長戦略です。首相はいつも、「企業が世界で一番活躍できる国」を目指すと吹聴するが、労働者が幸せに活躍できる国ではなく、あくまで企業が活躍できる国で、これが”成長戦略”のもともとの出発点です。だから、アベノミクスの中の「働き方改革」というのは、成長戦略の中での雇用制度改革というように位置づけられます。出発点が「生産性向上」のための経済政策なのです。だから、労働者のためということでスタートしていません・・・と喝破されました。

政府はこの法案の提起に当たり、労働者にとって不利なことだけを並べたのでは受け入れられないので、長時間労働での過労死問題などに応える要素を加味し、”抱き合わせ”で一つの法案としてまとめている。例えば、「インターバル規制（翌日の始業時刻までの休息時間確保）」、労働時間の上限規制などを一定考慮するなど、反対しにくい「抱き合わせ法案」で一つにして通してしまおうとしていると説明されました。（9条2項を残し自衛隊を明記する手法と同じ、実に狡猾な手法と思いました。）

今度の法案の特徴は、労働時間の上限を設けるとか、インターバル規制を設けるのは労働時間を減らしていく方の規制だから、「裁量労働制」や「高プロ」は労働時間を無制限に増やす法律なので相矛盾した法案です。今度の法案の目玉は「裁量労働制」と「高度プロフェッショナル制」の導入で、最初は目立たない形で法案に混ぜ込ませていたのです。ところが労働組合や労働側弁護士が「これは危険だ」と声を挙げ始めて、皆さんの目に問題として捉えられてきた。

この点について田島さんは、昨年9月28日に政府が「働き方改革実現会議」で決定した「働き方改革実行計画」（アベノミクス推進のための会議）の要約を示して、9項目のうちどれが「裁量労働制」とか「高プロ」に当てはまるかと問いつつ、3の「長時間労働の是正」と4の「柔軟な働き方がしやすい環境整備」の項目につつまれていることが説明されました。おそらく危険性に一般の人は気づくことができない法案だ。内閣府の資料を見てもどこにも書いてなく、よく分からない。このまま法律が通るなら非常に恐ろしいと指摘されました。安倍政権がこうした改悪をするのは経済界の強い要望を受けていること。資本家・企業にとって長時間労働を規制したり、賃金の引き上げは人件費の引き上げの要因なのだ。また、はじめは連合（神津会長）が政労合意で賛成していたが、下部労組の全国的

な抗議が起こって方針転換せざるを得なかったことも紹介されました。

● その内容について、「裁量労働制の問題点」から説明されました。今でも労基法上で裁量労働（労基法38条の3）があるが、新たな裁量労働の追加がされること。1、で企画・立案・事業の把握などの業務の規定をしているが、管理職でなくともチームリーダーとかマクドナルド事件のように「名ばかり店長」も残業代を払わなくてもよいような法案だと例をあげ解説されました。さらに2、が一層危険な条文であること。分かりにくい条文だが提案型営業といわれる業務とされるが、ほとんどが裁量労働制に入ってしまう、残業代を払わなくてよいことになると。また、働く人に労働時間を決める裁量など実際には無いと述べられた。さらに、裁量性に移すときに、いくつか設けるべき健康措置というのがあるが、有給休暇の付与、検診の実施、インターバル休息、労働時間の上限などあるが、全部やらなくてもよく選択的になっており、非常に不十分でこれが通れば無制限に働かねばならなくなること。こういうことから、今でも、厳しい裁量労働だが過労死が生まれているが、新しい裁量制になったら過労死はもっと増えるだろう、これが「過労死法案」と言われるゆえんだと述べられました。

● 次に、「高度プロフェSSIONAL制度」について話されました。要件を満たせば労働時間規制から除外することができるというもの。裁量性と違うのは会社の労使委員会で9つの項目を議決し、労働基準監督署に届けること、また労働者が個別に同意書面をすることとされている。9つの要件とは厚労省が定める対象業務に該当することとし、仕事を明確に定めているとのこと。平均労働者の3倍程度（1,075万円）の賃金や健康管理の措置を講ずることなどが書かれているとのこと。その他、健康管理要件などに触れているが、要は4週間で4日休ませれば24日連日働かせるとか、年に2週間休ませれば働かせ放題、あるいは検診さえ受けさせれば働かせ放題というような、とても健康管理できるとは思えない内容だと述べられました。また、高プロが年収1,075万円を線引きとしていて、自分達は対象にならないと思われがちだが、実際は”入り口”として1,075万円としているだけで「小さく生んで大きく育てる」というのが目標と言われている。例として派遣法について、最初は一部の業務に限っていたが、次の段階になると出来ない業務を緩和して何でもできるように徐々に広げて行って、今のように”派遣野放し”状態になっている。今回も「高プロ法」は「小さく生んで大きく育てる」というのが目標なのだ。実際に経団連は以前に、想定しているのは年収400万円以上と言っていて、月30万円、ボーナスを入れるとそれだけで「働かせ放題」になると言われている。こうして今回の労働法制改悪法案は「過労死促進」法案、「定額働かせ放題」法案で危険な法案であることを周りに広げ、絶対通してはいけないと警鐘されました。

● 最後に「同一労働同一賃金」について

いま、ガイドライン案というのができてきている。安倍首相は「日本から非正規という言葉無くす」と言っているが、日本の賃金体系では非正規の待遇の改善は難しいと思われること。それは不合理でない待遇差は容認するとされている。同一企業内の労働者間の「能力」や「業績」や「責任」の違いによる待遇差を「合理的」と認めるものであり、逆に正社員の賃金形態の改悪を促すことともされる。

● まとめとして、この法案は「抱き合わせ」法案で非常に危険な法案であること。裁量労働制法案は虚偽のデータで正当化せんとした欺瞞が暴露され、撤回・謝罪に追い込まれたが、経団連など経営側の強い意向によって蒸し換えされてくるもので、私たちの反対運動を強め、多くの人に働きかけていくことが必要だと訴えられました。

話題提供の後、参加の皆さんから教育、医療現場等での経験をふまえた質疑が熱心に行われました。